

和歌山大学経済学部教員選考規則

制 定 昭和29年 9月 1日

最終改正 令和 4年12月 1日

第1条 経済学部教員の採用案及び昇任については、人事に関する教授会（以下、「人事教授会」という。）がこれにあたる。

第2条 採用案の作成、及び昇任における教員の選考を必要とする場合、学部長は、人事教授会を招集する。

第3条 人事教授会は、経済学部教員中より昇任に関する選考委員若干名（内1名を長とする。）を選び、判定原案の作成を委嘱する。

2 国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会（以下「教員組織運営委員会」という。）から採用に関する選考委員会委員の推薦を求められた場合、人事教授会において同委員を選出する。

第4条 昇任に関する選考委員は、選考資料を収集し、和歌山大学教員選考基準に基づいて判定原案を作成し、これを人事教授会に報告する。

第5条 人事教授会は、構成員の4分の3以上の出席者数のもとで、昇任に関する選考委員の作成した判定原案についてその可否を決定する。

2 前項の決定は無記名投票によることとし、この場合の議決は出席者数の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、出席者の過半数の賛成あるときは投票の方法によらないことができる。

第6条 学部長は、人事教授会の決定した昇任候補者を教員組織運営委員会に推薦する。

2 学部長は、人事教授会の決定した教員の採用案を教員組織運営委員会に提出する。

附 則

この規則は、昭和29年9月1日から施行する。

附 則（平成6年12月9日一部改正）

この改正規則は、平成6年12月9日から施行し、平成6年10月21日から適用する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第616号）

この改正規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1596号）

この改正規則は、平成27年2月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2280号）

この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月20日一部改正：法人和歌山大学規程第2352号）

この改正規則は、令和3年3月20日から施行する。

附 則（令和4年12月1日一部改正：法人和歌山大学規程第2493号）

この改正規則は、令和4年12月1日から施行する。